平成２３年（再ロ）第１２号
大阪府高槻市東和町12番３号
再生債務者　辻　　孝平
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月15日から平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号
新潟県上越市南本町３丁目13番25号
再生債務者　酒巻　優一
１　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月27日から平成23年５月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（再ロ）第２号
福岡県久留米市安武町住吉1382番地２
再生債務者　末安　眞博
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月21日から平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第８号
岡山県浅口市鴨方町深田2304番地
再生債務者　鳩村　武夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月５日まで
平成23年３月15日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２２年（再ロ）第１８号
山形県西村山郡朝日町大字宮宿1248番地の４
再生債務者　稲村　恒行
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月６日まで
平成23年３月16日　山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第１１号
新潟県見附市緑町９番34号
再生債務者　倉重　秀明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月６日まで
平成23年３月16日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成１９年（再ロ）第１０号
大津市雄琴北２丁目17番11号
再生債務者　悦勝　公豪
１　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年２月28日付け変更再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月８日まで
平成23年３月11日　大津地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０００１号
長崎県佐世保市吉井町直谷1266番地７
再生債務者　福田　健次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月14日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２２年（再ロ）第９号
新潟県長岡市大島本町２丁目11番地27
再生債務者　中村佳代子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月16日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再ロ）第６号
熊本市東本町21番２―508号
再生債務者　湯口　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月15日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再ロ）第１０号
青森県南津軽郡藤崎町大字中島字種元29番地１
再生債務者　三上　良男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月15日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第３号
愛媛県西条市丹原町石経794番地２
再生債務者　定成　高法
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月16日　松山地方裁判所西条支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年３月 25 日　　埼玉県教育委員会
１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
平田　明嗣、東京都、埼玉県教育委員会
ア　中学校教諭１種免許状（保険体育）
イ　高等学校教諭１種免許状（保健体育）
２　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成 23 年３月 25 日　　神奈川県教育委員会
１　失効した免許状
⑴　種類及び授与番号
ア　小学校教諭一種免許状
平14小１第10337号
イ　中学校教諭一種免許状　国語
平14中１第14892号
ウ　高等学校教諭一種免許状　国語
平14高１第15575号
エ　養護学校教諭二種免許状
平14養学２第10017号
⑵　授与年月日及び授与権者
平成14年３月31日　東京都教育委員会
⑶　本籍地　栃木県
２　失効年月日　平成23年１月28日
３　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
４　失効の対象となった者の氏名　吉田　真治

会社分割公告

(甲)掲載紙　官報
掲載日付　平成二十二年七月二十九日
掲載頁　一五三頁（号外第一七九号）
(乙)(丙)(丁)計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年三月二十五日
栃木県宇都宮市中今泉一丁目一番八号
(甲)株式会社ドリームハウス
代表取締役　安田　真一
栃木県宇都宮市中今泉一丁目一番八号
(乙)有限会社ワイズ
取締役　安田　真一
栃木県宇都宮市中今泉一丁目一番八号
(丙)有限会社ドルフィン
取締役　安田　真一
栃木県宇都宮市中今泉一丁目一番八号
(丁)有限会社ヒュッテ
取締役　安田　真一